

# 世界に平和を・戦争の基地はいらない

横田基地ミニ情報 2018.2.25 No. 315 東京・羽村平和委員会発行



## 三沢のF-16戦闘機 エンジン火災で燃料タンクを小川原湖に投棄

2月9日には沖縄の伊計島にオスプレイの吸気口が漂着したばかりですが、またも米軍機によるひどい事故です。

2月20日午前8時40分ごろ、米軍三沢基地（青森県）所属のF-16戦闘機が離陸直後、エンジンから出火しました。同機は、小川原湖にタンク2本を捨てたあと、同基地に引き返しました。タンクは湖でシジミ漁をしていた漁船から約200メートルの地点に落下。氷に約10メートルの穴が空き水柱が高く上がりました。同日のシジミの水揚げは385キロ。小川原湖漁業協同組合はこれらを全て廃棄することを決めました。

同漁協によると小川原湖の漁師は400人。シジミ、ワカサギ、シラウオ、ウナギの漁獲量は全国トップクラスだそうです。米軍がしっかり組合員の生活保障をすべきです。ところが米軍は湖面のオイルの後始末も自衛隊にやらせ、生活保障も日本政府だということです。日本人を踏みつけにして、戦争することだけ考えている米軍は「百害あって一利なし」です。日本から出て行ってもらいましょう。



## 欠陥機オスプレイが日米共同訓練で 王城寺原演習場(宮城)と厚木を往復

陸上自衛隊と米海兵隊が参加する日米共同訓練「フォレストライト02」が宮城県の王城寺原演習場等で2月15日から3月2日まで行われています。陸上自衛隊は約600人とCH-47×3機、UH-1×2機が参加。米海兵隊は約550人とMV-22×4機が参加します。

2月13日（火）、MV-22オスプレイ4機は厚木基地に着陸しました。オスプレイは14日、岩国基地まで往復、15日は東富士演習場で90回を超える離着陸訓練を行い、16日は王城寺原演習場に行ったり来たりしました。

19日から21日までは連日、厚木基地から王城寺原演習場や霞目駐屯地に行ったりしました。

米軍から、2月21日をもって日米共同訓練におけるMV-22を使用した訓練は終了とのこと。23日、オスプレイ4機は厚木基地から岩国基地を経て普天間基地に帰りました。欠陥機オスプレイがまさに日本列島縦断です。知人によると内陸の、町田市、川崎市・武蔵小杉、練馬区、埼玉、宇都宮市、福島・西白河郡などでも、オスプレイの目撃情報があったそうです。



## 新型輸送機C-130J-30 11号機 横田基地着陸

2月22日（木）15時55分に横田基地配備の新型輸送機スーパーハーキュリーズC-130J-30の11号機（YJ 16-5838）が着陸しました。2016年度会計期としては、昨年12月21日に着陸したC-130J-30（YJ 16-5833）（5AFB 白影）に次いで2機です。（写真：米空軍横田基地HP）



## 窓落下の普天間第2小学校の上空 また飛行 米海軍ヘリ1機

米軍ヘリコプターの窓落下事故が起きた沖縄県宜野湾市の普天間小学校の上空を2月23日(金)15時35分ごろ、米軍ヘリが飛行しました。防衛省沖縄防衛局の監視員が目視で確認しました。昨年12月の事故以降、同校上空を米軍機が飛ぶのは2回目です。(1回目は1月18日、13時30分ごろ、米軍ヘリコプター3機が飛行したのを防衛局職員が確認しました。)



政府関係者によると、同校上空を飛行したのは米海軍のMH-60ヘリ1機で防衛省は米軍に再発防止の徹底を申し入れました。在日米軍は同日、誤って上空を飛行したと認め、遺憾の意を表明、「再発防止のための調査を開始した。日本側と緊密に連携する」との声明を出しました。学校では事故のあと、2ヶ月近く見合わせていた校庭の使用を今月6日から再開したばかりで、宜野湾市教育委員会は「学校は、子どもたちが、いちばん安心して過ごせる場所であるべきなのに残念だ」と話しています。

## オスプレイ部品落下 在日米軍司令部 抗議受け付けず

沖縄県議会米軍基地関係特別委員会の仲宗根悟委員長は2月21日の同委員会で、オスプレイから落下した部品がうるま市伊計島に漂着した事故(2月9日)に対する抗議決議を、在日米軍司令部(東京・横田基地)が受け取らない意向を示していると報告しました。

在日米軍司令部は、沖縄県議会事務局との調整の中で、2015年まで、抗議や要請を受け付けていたが、それ以降、受け付けない方針。

「他の都道府県議会の抗議や要請にも同じ対応をしている。駐日米大使館や外務省に届けていただければ、在日米軍司令部にも届く」と答えているそうです。沖縄県民に大きな犠牲を強いていながら、在日米軍司令部は何様なのでしょう。抗議も要請も受け付けないなら日本から出て行ってもらいましょう。(右写真上:部品を落下したオスプレイ。右下:オスプレイの部品)



## ビラ禁止看板 偽りあった 看板の設置根拠無し

自由法曹団神奈川支部は22日、横浜市役所で記者会見し、県内の駅前や自由通路でのビラ配布や宣伝活動を禁止する違法な看板を複数撤去することができたと発表しました。

看板は「ここは道路(歩道)です。この場所で許可なく次のような行為を行うことは、禁止されています。」(藤沢市・藤沢警察書)などとして、ビラの配布や演説等の行為を禁止し、「法律により罰せられることがあります」などと書かれています。

自由法曹団神奈川支部は、看板が表現の自由を保障する憲法21条に反するとして、法的根拠をたず質問状を先月から各自治体に送っていました。自治体からは不適切だったことを認める回答があり、撤去したり取り外す予定との回答もありました。

市民の自由な声を、法的根拠のない看板で抑えつけてはいけません。(写真:東京新聞 2月23日)

**ビラ禁止看板 偽りあった**

弁護士「法的根拠は？」

自治体撤去相次ぐ

神奈川の駅前など

自由法曹団神奈川支部は、横浜市役所で記者会見し、県内の駅前や自由通路でのビラ配布や宣伝活動を禁止する違法な看板を複数撤去することができたと発表しました。

看板は「ここは道路(歩道)です。この場所で許可なく次のような行為を行うことは、禁止されています。」(藤沢市・藤沢警察書)などとして、ビラの配布や演説等の行為を禁止し、「法律により罰せられることがあります」などと書かれています。

自由法曹団神奈川支部は、看板が表現の自由を保障する憲法21条に反するとして、法的根拠をたず質問状を先月から各自治体に送っていました。自治体からは不適切だったことを認める回答があり、撤去したり取り外す予定との回答もありました。